

## 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約３，４００億円の財政支援を行っている。しかし全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げするために必要な公費として、１兆円の財政支援の拡充が必要という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、３，４００億円の確実な実施と合わせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の昭和３７年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、被用者保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告してスタートしたので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、令和４年度から未就学の子どもの均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、国において、国民健康保険財政への国庫負担の増額をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月１７日

長野県塩尻市議会